

第4章

計画の基本目標

第4章 計画の基本目標

第1節 基本目標

平成27年度(2015年度)以降の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)までの各計画期間を通じて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制を段階的に「構築」する計画としていました。

令和3年度(2021年度)からの「高齢者支援計画2021」では、さらに先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据え、地域包括ケア体制の「深化」に向けた基盤整備を進めました。

本計画においては、前計画の基本目標の方向性を継承しながらも、少子高齢化や超高齢社会を見据えた共生社会の実現に向けて、基本目標の一部を改め、次のとおりとします。

いくつになっても 住み慣れた地域で
希望と生きがいを持って 自分らしく
暮らし続けることができるまちづくり

令和5年(2023年)6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」や、札幌市が進める「高齢者の健康寿命延伸」の取組などを踏まえ、従来の基本目標(「いくつになっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」)に、「希望」や「生きがい」といったキーワードを追加しました。

さらに、これまでの「安心して暮らし続ける」の部分についても、前述のキーワードに沿って「自分らしく」という言葉を盛り込み、改めました。

基本目標と計画期間



第2節 圏域の考え方

札幌市では、バランスのとれた介護サービスの整備を通して、地域における必要なサービスの切れ目ない提供を目指します。

1 介護サービス圏域の設定

「介護サービス圏域」とは、「市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」です。

札幌市では、介護サービスの整備については、ここで設定する「介護サービス圏域」における整備状況を勘案しながら進めていきます（札幌市では、「介護保険法第117条第2項に基づき定める日常生活圏域」を「介護サービス圏域」と呼称します）。

訪問系の介護サービスにおいては、多くの事業所は自動車で移動することが通常となっています。また、施設・居住系サービスでは、サービス提供の中で移動に要する時間を考慮する必要がありません。

このため、これまでの介護サービスの整備が行政区単位で行われてきたこととの継続性を踏まえ、「介護サービス圏域」は前計画に引き続き、10区の行政区単位として設定します。

<介護サービス圏域>

中央区、北区、東区、白石区、厚別区、
豊平区、清田区、南区、西区、手稲区 合計10圏域

2 地域包括ケアにおける圏域の考え方

国は、地域包括ケアシステムの構築に必要な日常生活圏域の単位として、例えば中学校区などの、おおむね30分以内に駆けつけられる範囲を想定しています。

また、地域包括ケアの推進にあたっては、介護サービスの提供だけでなく、見守りや生活支援サービスなど、より身近な区域での地域づくりを考える必要があります。

札幌市では、地区の民生委員の活動や地域組織の活動等と連携し、市内86か所のまちづくりセンター担当区域を単位として推進するものや、医療と介護の連携や認知症施策の推進、地域ケア会議など、複数の区域を組み合わせ、27か所の地域包括支援センターや53か所の介護予防センター等を単位として取り組むものなど、地域包括ケアに必要なサービス資源に応じて圏域を柔軟に考えていきます。

札幌市の圏域のイメージ

